

登園に関する意見書(医師記入)

銀の鈴保育園 園長殿

組 なまえ

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

<input checked="" type="checkbox"/>	感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
	麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
	水痘(みずぼうそう)	発疹出現1~2日前から7痂痂(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂痂(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺、の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服薬しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症(0-157・0-26・0-111等)	—(※)	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保育者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
	急性出血性結膜炎	—(※)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染性(髄膜炎菌性髄膜炎)	—(※)	医師により感染の恐れがないと認められていること

保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認の為の受診は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入ができます

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。
書類にかかる費用負担は、請求者(患者)になります。